

(3) 貸切バスの追突事故①

10月23日（月）午後6時25分頃、滋賀県的高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客16名を乗せ運行中、渋滞で止まっていたトラックに追突した。この事故により、当該バスの乗客2名が重傷を負い、乗客14名と当該バスの運転者が軽傷を負った。

(4) 貸切バスの追突事故②

10月25日（水）午後2時50分頃、熊本県的高速道路トンネル内において、鹿児島県に営業所を置く貸切バスが運行中、前方を走行していた別の貸切バスに追突し、貸切バス4台と乗用車1台が関係する多重事故となった。この事故により、当該バスの運転者が重傷を負い、関係車両のバスの乗客17名が軽傷をおった。事故は、トンネル内で自損事故を起こした車両に気付いた後続車が停止していたところに、当該バスが追突したことで発生した模様。

(5) 法人タクシーの死傷事故①

10月20日（金）午後10時50分頃、鹿児島県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右側から横断してきた歩行者をはねた。この事故により、歩行者が死亡した。現場は、片側1車線の信号のある交差点で、当該タクシー側は青信号であった模様。

(6) 法人タクシーの死傷事故②

10月21日（土）午前2時30分頃、埼玉県由市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路上横臥者をひいた。この事故により、路上横臥者が死亡した。

(7) 法人タクシーの死傷事故③

10月24日（火）午後10時00分頃、高知県の施設敷地内において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客を降車させ方向転換を行っていたところ、車両の後方にいた乗客はねた。この事故により、乗客が死亡した。事故は、当該タクシー運転者が、降車した乗客の動向を確認しないまま車両を動かしたため発生した模様。

上記7件の死傷者数計：死亡3名、重傷4名、軽傷37名（速報値）



【2. スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について】

(新着情報)

国土交通省では、本年10月に中国自動車道で発生した、大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同種事故の発生を防止するため、全ての大型トラックについて緊急点検を実施するよう関係業界へ指示しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000165.html



【3. 三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について】

(新着情報)

国土交通省では、9月15日、三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バス（MS96VP）を保有する全てのバス事業者に対して、緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請しておりましたが、本日、同社から新たなリコール届出（届出番号4135）があったことから、（公社）日本バス協会を通じ、改めて本リコール届出による改善措置を早急に受けること等を傘下会員に周知・徹底するよう指示しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000166.html



【4. ASV推進計画のブースを第45回東京モーターショー2017に出展します！】

(配信日：H29.10.20)

国土交通省では交通事故削減を目的として産学官の協力の下、「ASV推進計画」を平成3年度から実施しております。平成28年度から開始した「第6期ASV推進計画」（5か年）では、自動運転の実現に必要な先進安全技術について、開発・実用化の指針を定めることを念頭に具体的な技術の要件等の検討を行っているところです。

ASV推進計画の取り組みを自動車ユーザーに広く紹介するため、第45回東京モーターショー2017にブースを出展し、ASV技術の理解と普及の促進を図ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

